

令和7年度社会福祉法人指導監査結果報告

1. 定期監査実施件数

所管法人数 (法人)	令和7年度定期監査 実施法人数 (法人)	指摘件数		
		文書指摘件数 (件)	口頭指導件数 (件)	合計
3	1	2	6	8

2. 定期監査における指摘内容

NO	文書指摘内容
1	現在、実施していない老人介護支援センターが登記簿に記載されている。 また、現在、実施している居宅介護支援事業を定款に記載していない。定款及び登記簿を法人運営の実態及び実施見込みに則して修正し、所轄庁に届出を行うこと。
根拠法令	【法第29条、法第31条第1項、法第45条の36第2項、第4項】 【組合等登記令】 【規則第4条】
2	理事会開催通知を定時評議員会（令和7年6月27日）で「次期理事」「次期監事」が選任される前（令和7年6月17日）に発出していた。会議日程の都合等で招集通知（開催通知）を発出できない場合は、招集通知省略の手続きを行い、理事・監事全員が同意していることを記録しておくこと。
根拠法令	【法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項】
NO	口頭指導内容
1	評議員選任・解任委員会の招集が、開催通知ではなく口頭連絡で行われている。法人の定款の規定に基づき、理事会で定めた運営についての要綱に従い、適切な招集手続を徹底すること。
根拠法令	【法第39条】
2	令和7年6月10日の理事会議事録で、理事長（当時）の署名押印がない。漏れなく署名押印を行うこと。
根拠法令	【法第45条の14第6項】
3	土地の権利書（登記済証または登記識別情報）の所在が不明となっている。法務局等関係機関へ相談し、不正登記を防止する対策を講じること。

根拠法令	【法第 2 5 条】 【審査基準第 2 の 1、 2 の（1）】 【審査要領第 2 の（3）】
4	(4) 少額、緊急な修繕委託等で一者特命随意契約を行っているが、法人の経理規程では 2 社から見積りを徴取することとなっている。経理規程どおりの運用が現実的でない場合、「〇万円未満の契約は 1 社見積りで可とする」など少額契約に関する免除規定を設定すること。
根拠法令	【留意事項 1 の（4）】
5	法人の代表者の変更登記について、期限を超過している。理事長選任後 2 週間以内に変更登記をすること。
根拠法令	【法第 2 9 条】 【組合登記令】
6	資産の総額の変更登記について、期限を超過している。会計年度終了後 3 か月以内に変更登記をすること。
根拠法令	【法第 2 9 条】 【組合登記令】